

立地に対する支援策

稲敷市の補助制度

江戸崎工業団地用地取得助成金

江戸崎工業団地へ立地した企業に、土地購入代金の5%を助成します。

対象	製造業、運送業、卸売業、小売業（日本標準産業分類）
要件	(1) 投下固定資産総額（建物・設備）が2,000万円以上 (2) 市内在住者5人以上の新規雇用従業者（労働基準法第21条各号に規定する者を除く。）
申請先	企業誘致推進室

本社機能移転等支援事業費補助金

市内へ本社機能や研究機関等を移転した個人事業者又は法人に、審査のうえ最大3,000万円を補助します。

対象	地域再生法に規定する茨城県知事から地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた者で、その地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に位置付けている特定業務施設を令和4年3月31日までに事業の用に供した者
補助金	(1) 移転支援補助金 土地・建物等取得に係る費用、構築物や機械装置の設備等の経費の2分の1以内の額（上限2,000万円） (2) 市内定住従業者雇用促進補助金 市内在住の従業員数に100万円を乗じた額（上限1,000万円） ※上記(1)(2)併せて最大3,000万円
申請先	企業誘致推進室

市民のための創業支援事業費補助金

稲敷市創業支援事業計画に基づき、市内で創業、第二創業又は新事業展開をする特定創業支援事業者に、審査のうえ最大70万円補助します。

対象事業	下記の(1)～(8)のいずれにも該当する事業 (1) 先進性、妥当性及び確実性を有する事業 (2) 移住定住の促進及び地域経済の活性化に繋がる事業 (3) 風俗営業及び公序良俗に問題のない事業 (4) 関係法令の許可が取得できる又は見込みがある事業 (5) 産業競争力強化法に規定される特定創業支援事業者を受ける者による事業 (6) 本市の住民基本台帳に記載されている個人（法人にあっては、代表者）又は事業完了した日までに本市の住民基本台帳に記載される見込みがある個人（法人にあっては、代表者）が市内で興す事業 (7) 補助対象経費の合計額が50万円以上である事業 (8) 令和4年3月31日までに創業等をする事業
補助金	(1) 創業等に要する経費の2分の1以内の額（上限50万円） (2) U I Jターン者には20万円加算
適用除外	▶稲敷市暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員等 ▶政治的活動、宗教的活動を行うもの ▶市税及び上下水道料金に滞納があるもの
申請先	企業誘致推進室

社宅整備促進補助金

市内に従業員の居住を目的とした住居を新たに取得した法人に、審査のうえ最大200万円を補助します。

対象	(1) 法人格を有する団体であること（国及び地方公共団体、その関係機関は除く。） (2) 国税及び市税の滞納がないこと (3) 破産法第18条又は第19条の破産手続開始の申し立てがなされていないこと (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団等でないこと												
要件	(1) 新たに居住できる住居を所有、賃借したものであること (2) 従業員が居住し、かつ当該社宅に住民登録をしていること												
補助金	<table><thead><tr><th>社宅に居住する従業員数</th><th>交付額</th><th>社宅に居住する従業員数</th><th>交付額</th></tr></thead><tbody><tr><td>1人～4人</td><td>50万円</td><td>5人～9人</td><td>100万円</td></tr><tr><td>10人～19人</td><td>150万円</td><td>20人以上</td><td>200万円</td></tr></tbody></table>	社宅に居住する従業員数	交付額	社宅に居住する従業員数	交付額	1人～4人	50万円	5人～9人	100万円	10人～19人	150万円	20人以上	200万円
社宅に居住する従業員数	交付額	社宅に居住する従業員数	交付額										
1人～4人	50万円	5人～9人	100万円										
10人～19人	150万円	20人以上	200万円										
申請先	まちづくり推進課												

■ 市税の優遇制度

■ 法人市民税の課税免除

稲敷市では、市内へ本社機能や研究機関等を移転した企業に、法人市民税を5年間免除します。

対象地域	県の地域再生計画に基づく市内における地方活力向上地域
対象要件	地域再生法に規定する茨城県知事から地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた法人で、その地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に位置付けている特定業務施設を令和4年3月31日までに事業の用に供した法人
優遇措置	5年間の法人市民税を課税免除（1年度1億円を限度）
適用除外	▶市税及び上下水道料金の滞納がある法人 ▶その他市長が適用を不適当と認める法人
申告先	税務課

■ 固定資産税の課税免除

稲敷市では、市内へ立地した企業に、固定資産税を3年間（江戸崎工業団地は5年間）免除します。

対象地域	市内全域
対象要件	稲敷市内に事務所等を新設または増設した法人 ※条件として、工業団地、稲敷IC周辺の指定路線区域若しくは農村産業法に基づく地区以外の場合は、市内在住者5人以上の新規雇用従業者（労働基準法第21条各号に規定する者を除く。）
優遇措置	3年間の固定資産税を課税免除（江戸崎工業団地は5年間）
適用除外	▶市税及び上下水道料金の滞納がある法人 ▶風俗等営業に該当する事業を営む法人
適用期間	令和4年3月31日までに事業所等を新增設をしたもの
申告先	税務課

稲敷市では、市内へ本社機能や研究機関等を移転した企業に、固定資産税を5年間免除します。

対象地域	県の地域再生計画に基づく市内における地方活力向上地域
対象要件	地域再生法に規定する茨城県知事から地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた法人で、その地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に位置付けている特定業務施設を令和4年3月31日までに事業の用に供した法人
優遇措置	5年間の固定資産税を課税免除
適用除外	▶市税及び上下水道料金の滞納がある法人 ▶風俗等営業に該当する事業を営む法人
適用期間	令和4年3月31日までに事業所等を新增設をしたもの
申告先	税務課

■ 茨城県の優遇制度

茨城県では、下記の優遇制度があります。

【お問い合わせ先】 茨城県 営業戦略部 立地推進課

TEL.029-301-2036 FAX.029-301-2075 E-mail ritchisuishin@pref.ibaraki.lg.

- ▶ 法人事業税を課税免除（3年間）
- ▶ 不動産取得税を課税免除
- ▶ 茨城県工場等立地促進融資
- ▶ IT関連企業等賃料補助
- ▶ 本社機能移転促進補助（最大1億円）
- ▶ 地域未来投資促進法に基づく設備投資に対する課税の特例
- ▶ 物流総合効率化法に基づく営業用倉庫等に対する税制特例
- ▶ 本社機能移転による不動産取得税及び法人事業税（3年間）の特別措置
- ▶ オフィスビル整備促進補助
- ▶ 本社機能移転強化促進補助（最大50億円）

など